

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第1号

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「地方公務員法の育児休業等に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第15条第1項第15号中「7月から9月」を「6月から11月」に改め、「原則として連続する3日」を「5日」に改める。

(湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年湖北地域消防組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「7月から9月」を「6月から11月」に、「3日」を「5日」に改め、同項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第14号及び第15号」を「第16号及び第17号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加え、「連続する」を「週休日を除く」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える場合 1日を通じて1時間を超えない範囲

(10) 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間

第6条第2項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同項第12号中「前項第9号」を「前項第11号」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第13号を第11号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第2号

湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第23号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項第1号中「第3号イ）」を「第3号イ」に改める。

別表第4の備考第2項中「この場合において」の次に「、」を加える。

別表第6中

「

54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	25	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	26	43	45	53	47	31
62	26	43	45	54	47	31
63	27	44	45	55	48	31
64	27	44	46	56	48	31

」を

「

54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31

」に、

「

66	28	45	46	58	49	31
----	----	----	----	----	----	----

」を

「

66	27	45	46	58	49	31
----	----	----	----	----	----	----

」に、

「

68	28	46	47	60	50	32
69	29	47	47	61	50	32
70	29	47	48	62	50	32
71	30	48	48	63	50	32
72	30	48	48	64	50	32
73	31	49	49	65	50	32
74	31	49	49	66	50	32
75	32	49	49	67	50	32
76	32	49	50	68	50	32
77	33	50	50	68	51	32
78	33	50	50	68	51	32
79	34	50	51	68	51	32
80	34	50	51	68	51	32
81	35	51	51	69	51	33
82	35	51	52	69	51	33
83	36	51	52	69	51	34
84	36	51	52	69	51	34
85	37	52	53	69	51	35
86	37	52	53	70	51	
87	38	52	53	70	51	
88	38	52	53	70	51	
89	39	53	54	71	52	
90	39	53	54	72	52	
91	40	53	54	73	52	
92	40	53	54	74	52	
93	41	53	55	75	53	
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			

101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

」を
「

68	28	46	47	60	50	31
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32

81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			
99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				

121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

」に改める。

別表第6の2中

「

7	37	23	23	15	15	19
---	----	----	----	----	----	----

」を

「

7	38	23	23	15	15	19
---	----	----	----	----	----	----

」に、

「

9	40	25	25	17	17	21
---	----	----	----	----	----	----

」を

「

9	41	25	25	17	17	21
---	----	----	----	----	----	----

」に、

「

21	53	37	37	29	29	34
22	54	38	38	30	30	36
23	55	39	39	31	31	38
24	56	40	40	32	32	40
25	59	41	41	33	33	42
26	62	42	42	34	34	44
27	65	43	43	35	35	46

」を

「

21	54	37	37	29	29	34
22	56	38	38	30	30	36
23	58	39	39	31	31	38
24	60	40	40	32	32	40
25	62	41	41	33	33	42
26	64	42	42	34	34	44
27	66	43	43	35	35	46

」に、

「

29	70	45	45	37	37	52
30	72	46	46	38	38	56
31	74	47	47	39	39	67

32	76	48	48	40	40	80
33	78	49	49	41	41	82
34	80	50	50	42	42	84
35	82	51	51	43	43	85
36	84	52	52	44	44	85
37	86	53	53	45	45	85
38	88	54	54	46	46	85
39	90	55	55	47	47	85
40	92	56	56	48	48	85
41	93	58	57	49	50	85
42	93	60	58	50	52	85
43	93	62	59	51	54	85

」を
「

29	71	45	45	37	37	52
30	74	46	46	38	38	56
31	77	47	47	39	39	77
32	80	48	48	40	40	84
33	83	49	49	41	41	85
34	86	50	50	42	42	85
35	89	51	51	43	43	85
36	92	52	52	44	44	85
37	93	54	53	45	45	85
38	93	56	54	46	46	85
39	93	58	55	47	47	85
40	93	60	56	48	48	85
41	93	61	57	49	50	85
42	93	62	58	50	52	85
43	93	63	59	51	54	85

」に、
「

49	93	76	75	57	66	85
50	93	80	78	58	76	85
51	93	84	81	59	88	85
52	93	88	84	60	92	85
53	93	93	88	61	93	85
54	93	98	92	62	93	85
55	93	103	97	63	93	85
56	93	109	102	64	93	85
57	93	115	107	65	93	85

58	93	121	112	66	93	85
----	----	-----	-----	----	----	----

」を
「

49	93	77	75	57	66	85
50	93	82	78	58	76	85
51	93	87	81	59	88	85
52	93	92	84	60	92	85
53	93	97	88	61	93	85
54	93	102	92	62	93	85
55	93	107	99	63	93	85
56	93	116	106	64	93	85
57	93	125	113	65	93	85
58	93	125	113	66	93	85

」に改める。

別表第6の3昇給の号俸数の項Cの欄中「あつては、3」の次に「1）」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（次項において「改正後の初任給等規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給がこの規則による改正前の湖北地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に任命権者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第3号

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第22号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項第1号中「100分の119.5以上100分の200以下」を「6月に支給する場合には100分の119.5以上100分の200以下、12月に支給する場合には100分の124以上100分の210以下」に改め、同項第2号中「100分の108以上100分の119.5未満」を「6月に支給する場合には100分の108以上100分の119.5未満、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満」に改め、同項第3号中「100分の96.5」を「6月に支給する場合には100分の96.5、12月に支給する場合には100分の101」に改め、同項第4号中「100分の88以下」を「6月に支給する場合には100分の88以下、12月に支給する場合には100分の92.5以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「100分の49.25以上」を「6月に支給する場合には100分の49.25以上、12月に支給する場合には100分の51.5以上」に改め、同項第2号中「100分の45.75」を「6月に支給する場合には100分の45.75、12月に支給する場合には100分の48」に改め、同項第3号中「100分の43.75以下」を「6月に支給する場合には100分の43.75以下、12月に支給する場合には100分の46以下」に改める。

附則第3項中「100分の100」との次に「、100分の101」とあるのは「100分の105」とを、「100分の89.5以下」との次に「、100分の92.5以下」とあるのは「100分の96以下」とを加える。

第2条 湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第40条第1項第2号中「及び第8号」を削る。

第41条第7号中「課長補佐」の次に「及び副参事」を加え、同条第8号を削る。

第54条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の119.5以上100分の200以下、12月に支給する場合には100分の124以上100分の210以下」を「100分の121.5以上100分の205以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の108以上100分の119.5未満、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満」を「100分の110以上100分の121.5未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の96.5、12月に支給する場合には100分の101」を「100分の98.5」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の88以下、12月に支給する場合には100分の92.5以下」を「100分の90以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の49.25以上、1

2月に支給する場合には100分の51.5以上」を「100分の50.25以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45.75、12月に支給する場合には100分の48」を「100分の46.75」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の43.75以下、12月に支給する場合には100分の46以下」を「100分の44.75以下」に改める。

附則第3項中「「100分の96.5」とあるのは「100分の100」」を「「100分の98.5」とあるのは「100分の102.5」」に改め、「、「100分の101」とあるのは「100分の105」と」を削り、「「100分の88以下」とあるのは「100分の89.5以下」」を「「100分の90以下」とあるのは「100分の93.5以下」」に改め、「、「100分の92.5以下」とあるのは「100分の96以下」と」を削る。

別表第1行政職給料表の項職員の欄中「、第8号」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。